



■安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます

◆安全運転管理者とは

一定台数以上の自動車使用者は、自動車の使用の本拠（事業所）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行なう者として安全運転管理者の選任を行わなければならない

一定台数とは・・・

乗車定員 11 名以上の自動車 1 台以上 または
その他の自動車 5 台以上

※自動二輪車（原付を除く）は 1 台を 0.5 台として計算します

安全運転管理者等を選任した時はその日から 15 日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出します。

※自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。

◆安全運転管理者の業務とは

- ・従業員への交通安全教育
- ・運転者の適性などの把握
- ・運行計画の作成
- ・交替運転者の配置
- ・異常気象時などの措置
- ・点呼と日常点検
- ・運転日誌の備付
- ・安全運転指導

◆令和 4 年 4 月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

【令和 4 年 4 月 1 日施行】

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認し、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を 1 年間保存すること

【令和 4 年 10 月 1 日施行】

- 運転者の酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて確認すること
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

詳しくは警察庁ホームページをご覧ください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html>

編集後記

未だ感染拡大のピークアウトが見えないコロナウイルスの第 6 波、この Harmony 通信が皆様のお手元に届く頃には何かしらの良い兆しが見えていれば、と祈るばかりです。感染しない為には、感染しそうなことをしない、行かないこと一歩く当たり前のことで恐縮ですが、それに尽きるのではないかと思います。マスクの着用、手指の消毒、手洗い等は習慣化されていることですが、コロナ禍になって 2 年経ち、様々な我慢を余儀なくされていると、知らず知らずのうちに、手を抜いていることがあるかもしれません。自分も家族も今一度感染対策が万全か見直しておくのも大切なことかと思えます。そして、感染を防ぐ上でもうひとつ大事なことは、免疫力を高めることではないでしょうか。休養、睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動など、全部完璧に実行しようと力を入ると疲れてしまいがちですが、ひとつひとつ心がけることからスタートするのが良いかもしれませんね。

TOPICS

■令和 4 年度の協会けんぽの保険料率は 3 月分（4 月納付分）から改定されます

令和 4 年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年 3 月分（4 月納付分）*からの適用となります。*任意継続被保険者及び日雇特例被保険者の方は 4 月分（4 月納付分）から変更となります。

【宮城県の健康保険料率】 10.18%

（現行 10.01%から 0.17%引き上げ）

【介護保険料率※全国一律】 1.64%

（現行 1.80%から 0.16%引き下げ）

※賞与については、支給日が 3 月 1 日分から変更後の保険料率が適用されます。3 月支給の賞与がある場合はご注意ください。

詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r4/220202/>

■小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長等について

厚生労働省は、小学校休業等対応助成金・支援金の対象となる休暇取得期間を令和 4 年 3 月 31 日まで延長しました。

◆申請手続きについて

期間延長に伴い、申請様式が変更になりました。

支給申請の様式の取扱いにご確認ください

令和 3 年 12 月 15 日～令和 4 年 1 月 20 日の申請

12/15-31 迄【対象期間 11/1-12/31 の様式】

1/1-1/20 迄【対象期間 1/1- 2/28 の様式】

上記の通りそれぞれ作成する必要があります。

まとめて 1 枚で申請することはできません。

詳しくは、支給申請の手引きをご覧ください。

3 ページ目に必要書類が掲載してあります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000839471.pdf>

◆申請期限について

令和 3 年 11 月 1 日～同年 12 月 31 日までの休暇

：令和 4 年 2 月 28 日（必着）

令和 4 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日までの休暇

：令和 4 年 5 月 31 日（必着）

※消印が申請期間内であっても、申請書類が申請先に到達した日が支給申請期間を過ぎていた場合、申請期限内に申請したとは認められませんのでご注意ください。

Harmony通信 2022.02

#発行：2022 年 2 月 10 日

#編集・構成：合同会社 Melody



Harmony 司法書士行政書士事務所

Harmony 社会保険労務士法人



合同会社 Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

☎ TEL:022-796-9231 ☎ FAX: 022-796-9232

🌐 URL : <http://www.harmony-office.com/>

🌐 URL : <https://melody-office.com/>

✉ mail : info@harmony-office.com

